

2019年度 事業報告書  
(2019年4月1日～2020年3月31日)

我が国における外国人労働者が年々増加するにつれ、技能実習生の在留者数も年々拡大の一途をたどっていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、多くの業種、業界の受入れ企業より、減収が見込まれるとの報告を受けているところである。当財団で支援を行ってきている外国人技能実習制度は、日本の技能・技術・知識の移転を図ると共に、経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、基本理念として「技能実習生は、労働力の調整手段として行われてはならない」とされているため、一定の保護下で制度の運営が図れているものの、2020年1月に入り、国による新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応策により、外国人の入国が規制されたことによる国際便の欠航、減便により出入国ができない技能実習生等も多数となり、及ぼす影響は小さくない。

また、2019年4月に創設された在留資格「特定技能」についての、全国的な発給状況は、2019年12月末日現在で、1621人と想定よりは少ないが、財団では普及に努め、徐々に人数を増やしている。

財団の体制整備については、役員的人事異動を含め、組織・運営の見直しを行うとともに、一層の合理化、適正化と、財団の機能の活性化に努めた。

## 1. 国際交流等事業（公益目的事業1）

### （1）調査研究

各関係機関の協力を得て、海外における労働事情や経済動向に関する情報収集を行い、実態把握に努めた。

#### ①協力関係機関

- ・在外公館(在ベトナム日本国大使館、在モンゴル日本国大使館)
- ・在日大使館(ベトナム、モンゴル、バングラデシュ)
- ・JETRO 国内外事務所

#### ②自治体の海外視察団同行

- ・愛媛県西予市市長と共にモンゴル視察（7月31日～8月4日）
- ・熊本県副知事一行と共にベトナムハノイ市視察（11月12日）

### （2）新規職種等に係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の経済・人材の国際交流を支援するため、各関係機関と連携の上、新規職種等に係るセミナーを全国で開催及び協力した。

①外国人材受入に関するセミナーを開催

- ・セミナー：神戸(9月9日)、大阪(9月10日)、京都(9月13日)
- ・外国人雇用セミナー：神戸(11月17日)、名古屋(12月13日)

②バングラデシュ人材育成交流セミナーの開催 東京(9月24日)

③人材育成交流の適正化に向けたフォーラムの開催に協力

- ・日越人材育成交流フォーラム in ハノイ(5月10日)
- ・日越人材育成交流フォーラム in 熊本(7月12日)

④特定技能在留資格・外国人材活用等の説明会における講演等の協力

- ・コマツ関連：大阪(4月23日)、小山(4月25日)
- ・玉島信用組合(7月11日)
- ・三重県地域活性化雇用創造プロジェクト外国人受入事業(8月17日、9月9日、9月20日、10月18日)
- ・経済同友会 労働市場改革委員会(1月30日)

⑤在外公館、在日大使館等からの講師派遣

- ・日越人材育成交流フォーラム講師：  
在ベトナム日本国大使館、一般社団法人建設業振興基金
- ・バングラデシュセミナー講師：在日バングラ大使館、BOESL 他
- ・日越経済・人材育成交流フォーラム in 熊本：熊本県庁、在日ベトナム大使館、日本貿易振興機構 他

(3) 人材交流

①海外進出企業や現地合弁企業における人材の交流事業として、以下のとおり、人材育成交流事業を推進し、必要に応じ、海外進出企業及び海外進出を検討する企業への支援を行った。

- ・日越人材育成交流フォーラム in ハノイへの開催協力し、ハティン省適正送出しプロジェクトの推進を行った(5月11日)
- ・一般財団法人外国人材支援機構に協力し、ベトナム国立農業大学ミーティング(衆議院議員会館)にて情報提供を行った(7月23日)

②海外人材交流を推進するため、前年のベトナム・クアンナム省に続き、ベトナム・ハティン省人民委員会協力覚書締結準備を行うなどの活動を行った。

③海外諸国の青少年の育成及び親善交流事業を通じて、海外諸国との交流を進めたほか、在日大使館等と連携して、国際交流の懸け橋となる留学生や在日青少年との交流や青少年育成・親善事業に協力した。また、技能実習等人材交流のより良い発展に向けて、ベトナムで日越教育・人材育成交流会を関係機関と連携して開催した。

- ・ALFS(アジア太平洋女性友好協会)チャリティ事業に協力(4月10日)。
- ・ベトナムフェスティバル2019(東京都)出展(6月8日～6月9日)

また、2019年7月23日には、当財団前理事長が令和元年外務大臣表彰を受賞し、アジア諸国との人材育成交流への貢献が評価された。

このほか、上記の取り組みを通じて、持続可能な発展に寄与するため、国連グローバル・コンパクト(UNGC)への署名、GCNJ加盟への準備を進めた。

## 2. 技能実習生受入れ事業(公益目的事業2)

### (1) 監理、指導の強化

法務省、厚生労働省、国土交通省等の各省、及び外国人技能実習機構等監督機関の指導に基づき、適正な技能実習実施状況の確認の強化、出入国管理及び難民認定法、労働関係法令遵守の指導・確認強化、送出し機関への制度の周知と法令遵守の強化を図った。

また、監理業務に関係する職員については、監理責任者以外の職員にも、監理責任者講習の受講を順次進めた。

このほか、介護職種については中国、インドネシア、ベトナム、モンゴルからの受入を進め、特定の職種要件を満たせるよう、監理・指導の強化を図った。

さらに、自動車整備については、国土交通省の指導のもと京都府自動車整備協同組合と連携協定を締結し、事前教育及び入国後教育等の充実を図り、ベトナム及びカンボジアからの受入を進めた。特定職種要件を満たせるよう、ベトナム送出し機関の事前教育の確認を行った。

### (2) 送出し国関連情報の収集

在日ベトナム大使館、モンゴル大使館、タイ大使館、フィリピン大使館等と連携を図り、需要動向や帰国後活用が期待される職種に関する把握に努めた。特に、ベトナム、バングラデシュについては、大使館と協力して、フォーラムやセミナーを通じて送出し国情報の周知を図った。

また、カンボジア王国視察(10月20日～23日)、ミャンマー視察(10月27日～31日)を行い、送出し国の需要動向の把握を行ったほか、アフリカ技能実習生

の受入の可能性について、外国人技能実習機構から情報収集を行い、今後の受入需要の拡大を見据えた情報把握に努めた。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、主要送出し国の機関と連携し、現地の関連情報収集に努めた。

### (3) 事前講習及び入国後講習の強化

講習期間中の実習生の講習状況の報告強化を図り、日本語教育に限らず、社会ルールなど、日本での生活に問題がありそうな場合は、配属前に教育、指導を徹底した。

送出し国へ日本語講師を派遣、日本語教育のノウハウを伝え、入国前講習の強化を行い、入国後講習に繋がる体制を構築した。

### (4) 送出し機関との協力体制強化

送出し機関連絡会議を、中国・煙台、インドネシア・バンドン、ベトナム・ハノイ及び東京の4カ所で開催し、新たな在留資格「特定技能」や建設キャリアアップ制度など、新しい法律や制度の説明、及び適正運用に向けた協力・協調体制の強化を図った。

#### ・中国・煙台（4月9日）

中国では、煙台市のある山東省のほか、浙江省や遼寧省の送出し機関や煙台市商務局など38名が出席した。

#### ・インドネシア・バンドン（4月23日）

インドネシアは初めての開催となり、送出し機関40団体のほか、バンドン市商工会議所、大学教授等、計100名近くが出席した。また、同日に行われた西ジャワ送出し機関連絡協議会においても情報提供を行い、多くの送出し機関と交流を行った。

#### ・ベトナム・ハノイ（5月11日）

ベトナムでは送出し機関13団体、36名が連絡会議に参加したほか、同日開催の日越人材育成交流フォーラムを共催し、在ベトナム日本大使館やベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働管理局の参加のもとで、多くの送出し機関との情報を交換、交流を図った。

#### ・東京（6月19日）

一連の送出し機関連絡会議の最後の開催地東京では、各国の送出し機関の駐在員向けに連絡会議を開催し、ベトナム、中国、インドネシア、フィリピン、ミャンマー及びバングラデシュの6か国から、大使館も含め合計19団体・機関、25名が一堂に会し、各国の労働市場や政府機関の対応についての意見交換が行われた。

#### (5) 技能実習実施者に対する監査の強化

技能実習制度の理解を深めるため、技能実習責任者向け、技能実習指導員向け、生活指導員向けの法定講習を積極的に受講するよう指導したほか、適切な実習実施のために、技能実習計画との齟齬がないことの確認、労働関係法令の違反がないように確認を徹底した。状況に応じて、実習実施者個別に制度の勉強会を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により技能実習計画通りに技能実習を行うことができなくなった場合や再開手続き、各種相談窓口等について各行政機関の最新情報を組織内で共有し、実習実施者への情報提供や対応策等を共有し、技能実習の適正な実施のために必要に応じた措置がとれるよう努めた。

#### (6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図った。

2019年度は、外国人技能実習機構が実施する帰国後フォローアップ調査及び支援実施等調査に協力した。2019年8月から11月の間に修了して帰国する実習生を対象とする調査を実施し、中国8名、ベトナム21名、計29名を調査し、機構へ報告するとともに、事例及び効果の把握に努めた。

#### (7) 技能実習生の日本語能力の向上

以下の取組みを行った。

##### ①日本語通信教育

123事業所に対し実施。2019年度技能実習生提出率は63.1%であり、提出率100%の事業所は55事業所、提出率80%以上の事業所は83事業所であった。

また、日本語教育推進グループを立ち上げ、技能実習生の日本語能力の向上のために、さらなる体制強化を行った。

一部の実習実施者において、日本語教育を実施した。

##### ②Facebook や YouTube を通じた日本語学習支援を始動

日本語学習にインターネットやSNS、学習アプリケーションなど、スマートフォンやパソコンを活用した学習スタイルが広く利用されるようになっていくことを受け、Facebook と YouTube での日本語学習支援を開始した。

日本語学習動画配信をはじめ、教材のダウンロードによる配布、LIVE 講義の

配信、質疑応答や日本語能力試験等のお知らせなどの学習支援や、日本での生活に役立つ動画も作成・配信を行った。また、必要に応じて、実習生に対して事業所ごと日本語教室を定期的に行っている。

### ③IPM 日本語作文コンクールの実施

15 企業に所属する技能実習生から、67 名の応募があり、うち、最優秀賞 1 名、優秀賞 1 名及び努力賞を表彰した。

### ④日本語能力試験 N2 以上合格者への報奨金支給

2019 年度は、日本語能力試験 N2 の合格者 5 名に対し、報奨金を支給した。

### ⑤介護職種向け日本語教育

介護職種向けに必要な日本語能力を高めるための日本語特別教育プログラムを、実習実施者の協力をえながら送出し機関と連携して実施。

### ⑥ベトナム送出し機関への日本語教師派遣

技能実習生を多数送出すベトナム送出し機関へ、IPM 日本語教師 1 名を派遣し、日本語教育等の事前教育の質の向上を行った。

### (8) 適切な技能実習候補生の選抜等

入国前講習の状況報告の頻度を増やし、実習生個人に合わせた教育ができるよう体制を見直した。

また、9 月にベトナムの 4 送出し機関の講習施設を視察し、教育体制の確認を行った。また、定期的の実習実施者の現地面接等の選抜に同行し、送出し機関の適正の確認にも努めた。

### (9) 技能実習生の行方不明の防止

行方不明防止母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応職員の態勢の強化を図った。

失踪の原因の一つである、高額な借金については、ベトナム送出し機関に対して、協力覚書及び送出し機関要件の確認書を徴取し、実習生からの相談があった場合、技能実習計画申請時の申告内容との齟齬がないことを確認し、齟齬があった場合には是正を求めている。

### (10) 送出し国の多様化

海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究を踏

まえて、中国・ベトナムからシフトが予想される送出し国として、バングラデシュ、カンボジア、ミャンマー、モンゴルの優良な送出し機関の調査を行い、信頼できる送出し機関との連携を通じ、送出し国の多様化を図った。この結果、新たにカンボジアからの受入れを開始することができ、介護職種ではモンゴルからの受入れを進めることができた。

#### (11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新たに追加された職種や、より高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入れの積極的対応のため、次の5項目において取り組んだ。

#### ①各関係機関（各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合等）の協力を得、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による組織的な普及活動

##### ・信金中央金庫との連携

各信用金庫へ情報ツール(I.P.M.パンフレット、技能実習制度について)を提供したほか、千葉信用金庫、奈良信用金庫の取引先からの問い合わせに対応し、I.P.M.職員が財団紹介、技能実習制度の説明を行った。

##### ・泉佐野市の六甲山研修センター視察受入

今後さらに外国人労働者の増加が見込まれることを受け、外国人支援の参考とするため泉佐野市長をはじめとする生活産業部の市職員が六甲山研修センターを視察した。I.P.M.より技能実習制度の概要と外国人雇用の現状について説明を行ったほか、同センターの日本語授業を視察し、その後センター内食堂で技能実習生と意見交換を行った。

#### ②技能実習制度について広範囲に周知を図るため、普及活動を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努め、事務所間の密接な連携を推進

- ・部内で知り得た普及活動に資する有用な新情報は、随時全役職員へ周知し、役職員の普及活動の改善・向上に努めた。
- ・新たに追加された作業(コンクリート製品製造、宿泊)はI.P.M.独自の普及ツールを作成し、普及活動の強化に努めた。

#### ③新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、地域限定職種、企業独自の職種など移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行い、制度改正の趣旨に沿った運用が図れるよう普及を行った。

- ・全日本菓子工業協同組台連合会、日本豆腐協会からの2号移行対象職種追加

の相談に応じた。

- ④各地において技能実習生受入れについての説明会・セミナー等を開催し、技能実習制度の普及を推進するとともに、技能実習法に対する正しい理解を目的とした情報提供を行った。
- ・大阪、名古屋にて、普及セミナーを開催した(9月9日、10月13日、12月13日)。
  - ・東京にて信金中央金庫、玉島信用金庫主催の技能実習制度のセミナーに講師を派遣した(6月25日、7月11日)。
  - ・経済同友会 労働市場改革委員会 第7回会合にて「技能実習制度と特定技能制度の今後のあり方」について講演を行った(1月30日)。
  - ・千葉県中小企業団体中央会にて技能実習制度の説明を行った(2月3日)。
  - ・翻訳会社の株式会社サン・フレア主催の「外国人人材受け入れセミナー」において講演を行った(2月10日)。
- ⑤広報誌「I.P.M. ニュース」や各種パンフレットの発行等の広報活動を通じて、技能実習制度の普及を図った。
- ・広報誌の「I.P.M. ニュース」を通じて、技能実習制度の適切な運用のための活動及び、受け入れ企業の好事例を発表することにより、普及を図った(年4回発行)。
  - ・ウェブサイトリニューアルを行い、見やすく伝えることができるようにデザインやメニュー構成を見直し、技能実習制度等の最新情報を迅速に発信できる体制構築を図った。

### 3. 共益事業

- (1) 建設分野において即戦力となる外国人材の活用を目的とする外国人建設就労者受入事業について、特定監理団体として、建設キャリアアッププログラムの周知、監査報告で実態を確認、報告するとともに、確実な履行を促した。外国人建設就労者受入事業は2023年3月までの時限措置であるため、その後の特定技能への移行を視野に入れつつ、適正な監理に努めた。
- (2) 特定技能外国人受入事業について、登録支援機関として、7月に認定を得て、適正な支援に努め、特定技能所属機関との連携を図り、関係法令の適切な実施や、労働関係法令について、指導、遵守徹底を行うなど、適正な実施を推進した。



#### 4. 管理部門

##### (1) 広報活動

①広報誌「I.P.M. ニュース」を年4回発行し、技能実習制度に関する最新情報や実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介等財団と企業に双方向性のある情報、海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向、外国人の採用に関する情報等を提供した。

また、ウェブサイトリニューアルを行い、外国人材受入制度等の情報を見やすく伝えることができるようにデザインやメニュー構成を見直し、最新情報を迅速に発信できる体制構築を図った。

②財団の刊行物、「外国人若者との付き合い方」を普及等に活用するとともに、実習実施者向け養成講習においても活用した。

##### (2) 組織体制の強化

①各事務所の適正な職員配置に向けた対応を行い、体制整備を図った。

②業務に必要となる優秀な人材の確保に努め、福利厚生の充実を図った。特に、福利厚生においては、インフルエンザ対応策として特別休暇付与、執務環境改善を図ったほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、柔軟な勤務体制（在宅勤務、時差出勤等の導入）を導入した。

③コンプライアンスや情報セキュリティなど、社会の信頼にこたえられる体制を強化した。プライバシーマークを取得した事業者として、個人情報取扱を適正に実施するとともに、企業情報の保護にも努めた。

また、組織の社会的責任（CSR）を果たすため、コンプライアンス規程を制定し、内部通報のしくみを整備した。

東京本部の役職員増に備え、産業医の選定を進めた。東京本部の執務環境のセキュリティ向上のため、カード認証・時間外施錠システムを導入した。

④外国人就労者の職業紹介事業について、無料職業紹介事業を適正に実施した。

⑤技能実習制度、外国人建設就労者受入事業及び特定技能外国人受入事業に関する役職員研修について、新人研修において、各事業に関する理解を深める内容を盛り込むとともに、継続的実務研修を推進するための情報機器を整備し、テーマ別研修を実施した。

- ⑥各事業所の監理責任者に限らず、監理責任者以外の職員にも監理責任者の「養成講習」に参加させ、制度理解を深めた。
- ⑦技能実習生受入れや建設就労者受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理及び情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上を図った。
- ⑧定款に沿った活動を行うため、規程類の整備を行うとともに、役職員教育を強化した。事務処理規程ほか8規程の改定を行ったほか、新人職員研修を実施した。
- ⑨外部監査については、3か月に1回実施し、適正な法人活動を担保した。
- ⑩ベトナムなど東南アジアにおける技能実習生受入に関する業務の質と効率の向上を図るため、ハティン省に駐在員を配置した。
- ⑪職員の労働環境の改善のための規程を見直した。  
特に、働き方改革の社会的要請を受け、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務を検討し、勤務時間の選択制の導入を行った。また、パソコン業務の円滑化支援 IT サポート、遠隔会議及び書類作成システムの導入により、業務のための移動や時間有効活用を図った。

## 事業報告の附属明細書

特に、記すべきことはありません。